

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(JASDAQ ・ コード 5 2 1 6)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0228 32 5111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 3 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 30 日開催予定の第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社子会社の事業停止等に伴い、当該子会社が営んでいた事項を第 2 条（目的）から削除するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

「株券等の保管および振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備えておくこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

添付の（別紙）をご参照願います。

3. 日 程

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 21 年 3 月 30 日（予定） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 3 月 30 日（予定） |

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の加工および販売 2. 電子機器、精密機器の製造および販売ならびにその部品の加工および販売 3. 植物の育種技術の開発 4. 種苗の生産および販売 5. 穀物類の集荷および販売 <u>6. 建築資材および建設機械の販売</u> 7. 金型、金型用部品の設計、製造および販売 8. 磁気ヘッドの製造 9. 電子部品の製造請負 10. 各種人工皮革品ならびにその原材料の開発、製造、加工および販売 11. 各種電子デバイス用精密研磨材の開発、製造、加工および販売 12. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の製造装置、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 13. 自動制御機械、産業用ロボット、計測機械、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 14. 機械工具、空気圧・油圧機器、金型等、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 15. 工作機械、マイクロコンピュータ応用機器の設計に関するコンサルティング 16. 前各号に関する技術およびノウハウの販売 17. 前各号に付帯関連する一切の事業	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (削 除) 7. (現行どおり) (削 除) 7. 電子部品の製造請負 8. 各種人工皮革品ならびにその原材料の開発、製造、加工および販売 9. 各種電子デバイス用精密研磨材の開発、製造、加工および販売 10. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の製造装置、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 11. 自動制御機械、産業用ロボット、計測機械、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 12. 機械工具、空気圧・油圧機器、金型等、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売 13. 工作機械、マイクロコンピュータ応用機器の設計に関するコンサルティング 14. 前各号に関する技術およびノウハウの販売 15. 前各号に付帯関連する一切の事業
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行)	(削 除)
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 当社は、第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第 8 条 (現行どおり) (削 除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり)

<p>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 12 条 ~ 第 41 条</u> (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 10 条</u> (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 11 条 ~ 第 40 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>
---	---

以上